

全 員 協 議 会 資 料

令 和 4 年 月 日

令和4年度の国民健康保険税の税率等の改定（案）
について

1 市が東京都に納める令和4年度国民健康保険事業費納付金

2,589,840,640円

2 納付金に対して必要とされる市の標準保険料率（東京都提示）

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和4年度 標準保険料率	7.17%	42,278円	2.36%	13,501円	2.29%	16,663円
現在の保険税等	6.72%	33,500円	2.25%	11,000円	2.16%	12,800円
現在の保険税率 等との比較	0.45 ポイント	8,778円	0.11 ポイント	2,501円	0.13 ポイント	3,863円

3 財政健全化計画に基づく国民健康保険税の改定率の考え方

市では、一般会計からの赤字補填の繰入金を、激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとし、医療費の適正化への取組等と合わせて国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を、平成30年3月に策定しました。

これに基づき国民健康保険税の税率等については、各年度の赤字補填の繰入額のうち特例基金が設けられている残期間で除した額分を解消する改定を行っております。

その結果、国民健康保険広域化の初年度となります平成30年度については、一人当たり国民健康保険税改定率**6.25%**の増改定となりました。同様に、平成31年度については**6.08%**、令和2年度については**5.45%**、令和3年度については**5.18%**の増改定を行っております。

4 令和4年度の国民健康保険税の改定率

令和4年度における東京都が示した国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額は約25億8,984万円であります。財政健全化計画に基づく令和4年度に解消すべき赤字補填の繰入額を、全て保険税率の見直しによって賄う場合、解消すべき赤字補填の繰入額は約1億8,886万円となり、保険税率の改定は一人当たり**11.49%**の増改定と

なります。

そこで、令和4年度においても国民健康保険事業運営基金(以下「基金」という。)を積極的に活用した補填等(2億4,609万円)を行います。

その結果、解消すべき赤字補填の繰入額は約9,482万円、令和4年度の一人当たり国民健康保険税改定率は**5.52%**の増改定となり、改定幅を大幅に抑制できました。

なお、交付金の活用や保険税率改定積算上の収納率の考え方については、令和3年度と同様とします。

5 基金の活用

活用予定総額：2億4,609万円

(1) 一人当たり医療分納付金額の急増に対する補填

令和4年度の納付金算定は、令和3年度以降の医療給付費の急増が反映されたものとなります。医療給付費急増の大きな要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う検査・診療数の増加や診療報酬上の臨時的な取扱い等による影響があるものと推察しております。こうした、新型コロナウイルス感染症による特殊な影響を、全て保険税率に転嫁することを避けるため、一人当たり医療分納付金額の令和3年度比の増額分を基金で補填します。

活用予定額：1億8,107万円

(2) 被用者保険の適用拡大の影響補填

被用者保険の適用拡大が令和4年10月に実施されます。適用拡大の条件に該当する被保険者は、被用者保険へ移行するため、被保険者の減少により、保険税収が減少する見込みとなります。令和4年度の納付金算定における被保険者数の推計において、この適用拡大の影響は反映されていないため、被保険者における負担の公平性の観点から、この減収分を基金で補填します。

活用予定額：4,000万円

(3) 収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年の収入の減少が見込まれる世帯等が、一定の条件※に該当した場合、保険税を減免します。

※令和3年度に実施している国からの財政支援による減免措置を参考とし、今後具体的な基準を定めます。

活用予定額：1,400万円

(4) 税制改正への対応

令和3年度税制改正（地方税法等の改正による基礎控除額の増額）によって、課税所得が減少します。課税所得の減少による保険税の減収分について、基金を活用して段階的な緩和措置を講じております。

活用予定額：702万円

(5) 未就学児の被保険者均等割軽減実施後の市独自多子世帯負担軽減施策の継続

令和4年度から、国の施策で未就学児の被保険者均等割が半額となります。市において独自に実施しております多子世帯負担軽減施策（第3子以降について18歳を迎える年度まで被保険者均等割を無料化）につきましては、一般財源にて実施すると、その財源分は赤字補填繰入れの対象となったことから、令和4年度以降は基金を財源として、市独自の多子世帯負担軽減施策を継続実施いたします。

活用予定額：400万円

6 応益割（被保険者均等割）の考え方

低所得者層への配慮として、継続的に応益割（被保険者均等割）を抑制し、当分の間は被保険者均等割の総額が、標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにいたします。

・ 応能割（所得割） 62%：応益割（被保険者均等割） 38%

7 課税限度額の引き上げ

- ・現在の市の課税限度額 99万円
- ・国が令和4年度に予定している法定課税限度額 102万円

※課税限度額を法定課税限度額まで引き上げることで、保険税率が抑制され、主に中間所得者層の保険税負担が軽減されます。

8 国民健康保険税急増の抑制に向けた取組

(1) 保健事業等の継続的な取組による医療費の適正化

- ・継続的な健康診断の受診等による、生活習慣病等の早期発見・早期受診の大切さを訴求し、適正な医療受診を啓発してまいります。
- ・糖尿病等重症化予防事業、低栄養防止等フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業等の保健事業については、将来的な医療費の適正化に資するものとして積極的に取組んでまいります。
- ・ジェネリック医薬品利用差額通知事業、東大和市 Rond みんなの体育館との連携事業、お薬カレンダー、残薬バッグの活用を継続してまいります。

(2) 交付金の活用等

- ・保険者努力支援制度で得られる交付金を保険税急増の抑制に活用します。**【約3,136万円】**
- ・収納率向上に向けた各種取組の成果によって見込める東京都の特別交付金等を保険税急増の抑制等に活用します。**【約6,502万円】**
- ・保険税率改定積算に使用する収納率については、引き続き現年分収納率の直近過去3年度の最高値（95.7%）を用いることで、保険税急増を抑制します。

9 東京都への要望

令和4年度の納付金額は試算段階から急増する可能性が示されておりました。そのため、東京都に対して以下のとおり要望を行っております。

【東大和市】

東京都独自の財政支援を早急に拡充すること、及び、法定外繰入れによる赤字補填を解消した自治体が対象となる東京都独自の納付金減算の仕組みづくりを行うこと。

【東京都市長会】

新型コロナウイルス感染症という特殊な影響があると推察される負担を被保険者に転嫁せず、国に財政支援を求め、東京都独自に必要な財政措置を特例的に講じること。

【東京都市国民健康保険協議会】

急激な納付金額の増とならないよう算定の見直しや東京都独自の財政支援等の必要な措置を講じること。

10 今後のスケジュール（予定）

1月28日 市国民健康保険運営協議会からの保険税率等の答申

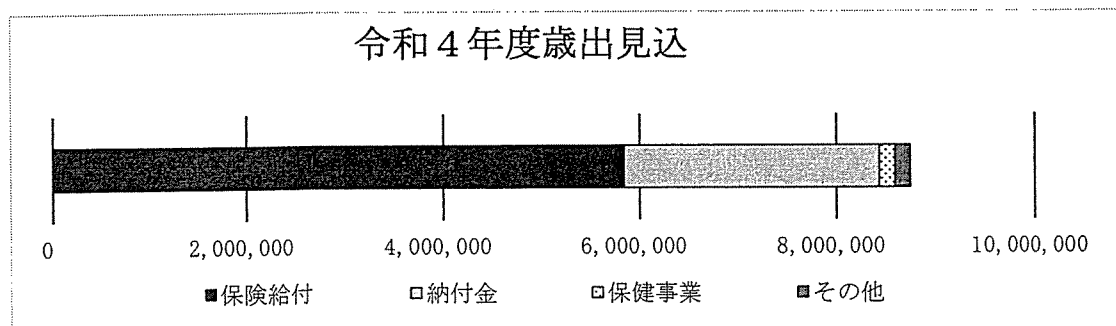
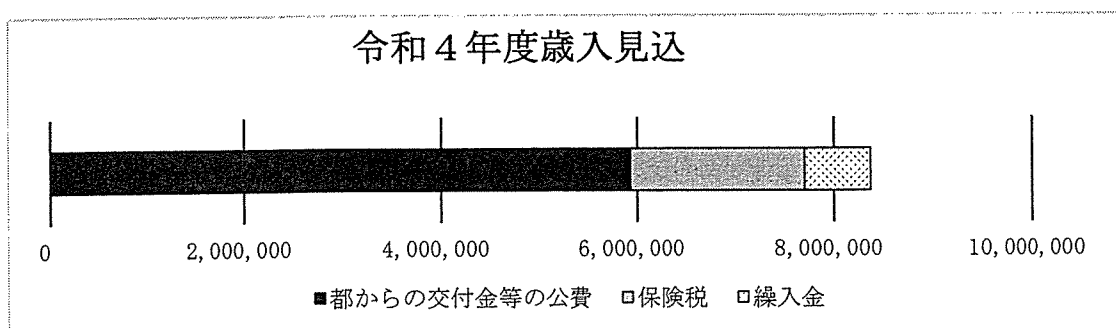
【積算資料】

1 解消すべき赤字補填の繰入額

東京都国民健康保険運営方針では、解消すべき赤字補填の繰入額を、本来必要とされる保険税の負担抑制や葬祭費、出産育児一時金の保険給付における保険者負担分等のために、一般会計から法定外に繰入れる額と定義しています。国が示した確定係数を基に東京都が算定した納付金額を踏まえ、現在の保険税率等にて令和4年度の予算を積算したところ、国民健康保険事業特別会計における不足額は約3億7,771万円となりましたが、基金を活用することによって、不足額は約1億8,963万円となりました。

(単位：千円)

令和4年度歳入見込		令和4年度歳出見込	
都からの交付金等の公費	5,928,775	保険給付	5,837,764
保険税（現年分）	1,717,274	納付金	2,589,843
保険税（過年度分）	57,376	保健事業	159,091
一般会計からの繰入金 （法定内の繰入金）等	849,960	その他	156,313
計	8,553,385	計	8,743,011
		不足額	189,626



2 保険税改定率の算出

国が国民健康保険税急増の激変緩和のために設けている特例基金が令和5年度を期限としていることから、国民健康保険の財政健全化計画において、一般会計からの赤字補填の繰入れを平成30年度からの6年で解消することとしています。

計画5年度目となる令和4年度において、解消すべき赤字補填の繰入額約1億8,963万円を2年で除した額を解消するための保険税の改定率について算出しました。

① 令和4年度被保険者数を17,579人とします。
② 現在の保険税率等に基づく、現年分の保険税見込額は約17億1,727万4千円です。この金額を確保するために、収納率を考慮すると保険税必要額は17億9,443万4千円となります。
③ ②の保険税額を①の被保険者数で除した一人当たり課税額(年額)は約102,078円となります。 【②/① \div 102,078円】
④ 赤字補填の繰入額約1億8,963万円を2年で解消とした場合、1年分の解消額(令和4年度に解消する額)は約9,482万円となります。 【189,626,000円/2年=94,813,000円】
⑤ 約9,482万円に、収納率95.7%を除した解消のための必要額は約9,907万3千円です。 【94,813,000円/0.957 \div 99,073,145円】
⑥ ⑤の保険税額を被保険者数17,579人で除したところ、一人当たりの負担額(年額)は約5,636円となります。この額が、1年分の赤字補填の繰入れを解消するための国民健康保険税の平均増加額となります。 【⑤/17,579人 \div 5,636円】
⑦ ⑥の額と、現在の保険税率に基づく一人当たり課税額(年額)102,078円から導いた一人当たり国民健康保険税の改定率は5.52%となります。 【(⑥+102,078円) / 102,078円 \times 100 \div 105.52%】

※被保険者数、納付金、基金活用額等に変動要因がないことを前提とします。

3 法定課税限度額に合わせた課税限度額の引き上げ

課税限度額を引き上げることにより、高額所得者層からの保険税歳入が増加し、保険税率等が抑制され、主に中間所得者層の保険税負担が軽減されます。

当市の現在の課税限度額は99万円（医療分（基礎課税分）63万円・後期高齢者支援金分19万円・介護納付金分17万円）です。この法定課税限度額を上回る世帯は、令和3年度当初課税時点で179世帯です。

国は、令和4年度からの法定課税限度額について、医療分2万円及び後期高齢者支援金分1万円の引き上げを検討しております。これが制度化された場合は、市において同様の改定を行います。

《国民健康保険税率等の改定の概要》

(1) 国民健康保険税の税率等の改定内容

区 分		現行 (令和3年度)	改定 (令和4年度)	比較増減
基礎課税額	所得割	6.72/100	7.09/100	0.37/100
	被保険者均等割	33,500円	35,400円	1,900円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割	2.25/100	2.36/100	0.11/100
	被保険者均等割	11,000円	11,500円	500円
介護納付金 課税額	所得割	2.16/100	2.30/100	0.14/100
	被保険者均等割	12,800円	13,600円	800円
所得割計		11.13/100	11.75/100	0.62/100
被保険者均等割計		57,300円	60,500円	3,200円

※令和4年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正に合わせて、基礎課税額の所得割を7.09/100から7.07/100に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.36/100から2.35/100に改定します。

(2) 課税限度額の改定内容 (令和4年度の法定課税限度額 (予定))

区 分	現 行	令和4年度の 法定課税限度額 (予定)	比較増減
基礎課税額	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円	1万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合 計	99万円	102万円	3万円

(3) 応能割合、応益割合

応能割合 (所得割)	62%
応益割合 (被保険者均等割)	38%

国民健康保険税の現行と改定の世帯別、総所得階層別の比較

2年解消(案)

その1(70歳単身世帯)

改定		減額割合 7割、5割、2割			改定(案)									※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(A)	
金額の範囲	区分				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	10,620	10,600	0	3,450	3,400				14,000	
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	10,620	10,600	0	3,450	3,400				14,000	
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,481	10,620	13,100	826	3,450	4,200				17,300	
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,635	10,620	21,200	3,540	3,450	6,900				28,100	
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	26,233	17,700	43,900	8,732	5,750	14,400				58,300	
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		2割	40,413	28,320	68,700	13,452	9,200	22,600				91,300
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	65,228	35,400	100,600	21,712	11,500	33,200				133,800	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		100,678	35,400	136,000	33,512	11,500	45,000				181,000	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		136,128	35,400	171,500	45,312	11,500	56,800				228,300	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		171,588	35,400	206,900	57,115	11,500	68,600				275,500	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		224,802	35,400	260,200	74,828	11,500	86,300				346,500	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		295,674	35,400	331,000	98,419	11,500	109,900				440,900	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		366,557	35,400	401,900	122,013	11,500	133,500				535,400	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		437,456	35,400	472,800	145,613	11,500	157,100				629,900	
700万円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		472,952	35,400	508,300	157,428	11,500	168,900				677,200	

※令和4年度税制改正の大幅な引上げ(課税限度額の引上げ)に合わせて、基礎課税額の所得割を7.09%から7.07%に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.36%から2.35%に改定します。

現行		減額割合 7割、5割、2割			現行									※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(A)	
金額の範囲	区分				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	10,050	10,000	0	3,300	3,300				13,300	
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	10,050	10,000	0	3,300	3,300				13,300	
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,352	10,050	12,400	787	3,300	4,000				16,400	
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,080	10,050	20,100	3,375	3,300	6,600				26,700	
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	24,864	16,750	41,600	8,325	5,500	13,800				55,400	
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		2割	38,304	26,800	65,100	12,825	8,800	21,600				86,700
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	61,824	33,500	95,300	20,700	11,000	31,700				127,000	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		95,424	33,500	128,900	31,950	11,000	42,900				171,800	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		129,024	33,500	162,500	43,200	11,000	54,200				216,700	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		162,634	33,500	196,100	54,453	11,000	65,400				261,500	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		213,071	33,500	246,500	71,340	11,000	82,300				328,800	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		280,244	33,500	313,700	93,831	11,000	104,800				418,500	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		347,428	33,500	380,900	116,326	11,000	127,300				508,200	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		414,627	33,500	448,100	138,826	11,000	149,800				597,900	
700万円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		448,271	33,500	481,700	150,090	11,000	161,000				642,700	

改定と現行の差額		改定後差引額			改定後差引額									※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0			合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	570	600	0	150	100				700	5.3%
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	570	600	0	150	100				700	5.3%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		129	570	700	39	150	200				900	5.5%
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		555	570	1,100	165	150	300				1,400	5.2%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	1,369	950	2,300	407	250	600				2,900	5.2%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		2割	2,109	1,520	3,600	627	400	1,000				4,600
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	3,404	1,900	5,300	1,012	500	1,500				6,800	5.4%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		5,254	1,900	7,100	1,562	500	2,100				9,200	5.4%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		7,104	1,900	9,000	2,112	500	2,600				11,600	5.4%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		8,954	1,900	10,800	2,662	500	3,200				14,000	5.4%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		11,731	1,900	13,700	3,488	500	4,000				17,700	5.4%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		15,430	1,900	17,300	4,588	500	5,100				22,400	5.4%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		19,129	1,900	21,000	5,687	500	6,200				27,200	5.4%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		22,829	1,900	24,700	6,787	500	7,300				32,000	5.4%
700万円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		24,681	1,900	26,600	7,338	500	7,900				34,500	5.4%

その2(70歳夫婦世帯・妻収入無し)

2年解消(案)

※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。

改定		減額割合 7割、5割、2割											改定(案)	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(A)
金額の範囲	区分				所得割 7.09	均等割 35,400	計	所得割 2.36	均等割 11,500	計	所得割 2.30	均等割 13,600	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	21,240	21,200	0	6,900	6,900			28,100	
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	21,240	21,200	0	6,900	6,900			28,100	
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,481	21,240	23,700	826	6,900	7,700			31,400	
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,635	21,240	31,800	3,540	6,900	10,400			42,200	
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	26,233	35,400	61,600	8,732	11,500	20,200			81,800	
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		40,413	35,400	75,800	13,452	11,500	24,900			100,700	
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	65,228	56,640	121,800	21,712	18,400	40,100			161,900	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		100,678	70,800	171,400	33,512	23,000	56,500			227,900	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		136,128	70,800	206,900	45,312	23,000	68,300			275,200	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		171,588	70,800	242,300	57,115	23,000	80,100			322,400	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		224,802	70,800	295,600	74,828	23,000	97,800			393,400	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		295,674	70,800	366,400	98,419	23,000	121,400			487,800	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		366,557	70,800	437,300	122,013	23,000	145,000			582,300	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		437,456	70,800	508,200	145,613	23,000	168,600			676,800	
700万円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		472,952	70,800	543,700	157,428	23,000	180,400			724,100	

※令和4年度税制改正の概ねに基づく関連法令の改正(課税限度額の引上げ)に合わせて、基礎課税額の所得割を7.09%から7.07%に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.36%から2.35%に改定します。

現行		減額割合 7割、5割、2割											現行	
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(B)
金額の範囲	区分				所得割 6.72	均等割 33,500	計	所得割 2.25	均等割 11,000	計	所得割 2.16	均等割 12,800	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	20,100	20,100	0	6,600	6,600			26,700	
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	20,100	20,100	0	6,600	6,600			26,700	
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,352	20,100	22,400	787	6,600	7,300			29,700	
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,080	20,100	30,100	3,375	6,600	9,900			40,000	
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	24,864	33,500	58,300	8,325	11,000	19,300			77,600	
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		38,304	33,500	71,800	12,825	11,000	23,800			95,600	
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	61,824	53,600	115,400	20,700	17,600	38,300			153,700	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		95,424	67,000	162,400	31,950	22,000	53,900			216,300	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		129,024	67,000	196,000	43,200	22,000	65,200			261,200	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		162,634	67,000	229,600	54,453	22,000	76,400			306,000	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		213,071	67,000	280,000	71,340	22,000	93,300			373,300	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		280,244	67,000	347,200	93,831	22,000	115,800			463,000	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		347,428	67,000	414,400	116,326	22,000	138,300			552,700	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		414,627	67,000	481,600	138,826	22,000	160,800			642,400	
700万円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		448,271	67,000	515,200	150,090	22,000	172,000			687,200	

改定と現行の差額		改定後差引額											改定後差引額		
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0			合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				所得割 0.37	均等割 1,900	計	所得割 0.11	均等割 500	計	所得割 0.14	均等割 800	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	1,140	1,100	0	300	300			1,400	5.2%	
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	1,140	1,100	0	300	300			1,400	5.2%	
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		129	1,140	1,300	39	300	400			1,700	5.7%	
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		555	1,140	1,700	165	300	500			2,200	5.5%	
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	1,369	1,900	3,300	407	500	900			4,200	5.4%	
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		2,109	1,900	4,000	627	500	1,100			5,100	5.3%	
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	3,404	3,040	6,400	1,012	800	1,800			8,200	5.3%	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		5,254	3,800	9,000	1,562	1,000	2,600			11,600	5.4%	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		7,104	3,800	10,900	2,112	1,000	3,100			14,000	5.4%	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,150	4,159,000		8,954	3,800	12,700	2,662	1,000	3,700			16,400	5.4%	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,700	5,042,000		11,731	3,800	15,600	3,488	1,000	4,500			20,100	5.4%	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,300	6,218,000		15,430	3,800	19,200	4,588	1,000	5,600			24,800	5.4%	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,070	7,394,200		19,129	3,800	22,900	5,687	1,000	6,700			29,600	5.4%	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,050	8,479,000		22,829	3,800	26,600	6,787	1,000	7,800			34,400	5.4%	
700万円以上	⑮	7,100,700	9,006,000		24,681	3,800	28,500	7,338	1,000	8,400			36,900	5.4%	

その3(40歳夫婦・子ども2人(15歳・12歳)の4人世帯、夫給与収入のみ)

2年解消(案)

※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。

Table showing tax calculation for the proposed 2-year elimination plan. It includes columns for income brackets (1-15), calculated total income, and tax components: basic tax (630,000), elderly care (190,000), and nursing care (170,000). Tax rates are shown as percentages for each component.

※令和4年度税制改正の概ねに基づく関連法令の改正(課税限度額の引上げ)に合わせて、基礎課税額の所得割を7.09%から7.07%に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.36%から2.35%に改定します。

Table showing tax calculation for the current plan. It includes columns for income brackets (1-15), calculated total income, and tax components: basic tax (630,000), elderly care (190,000), and nursing care (170,000). Tax rates are shown as percentages for each component.

Table showing the difference between the proposed and current plans. It includes columns for income brackets (1-15), calculated total income, and the difference in tax components and total tax. The difference is shown as a percentage and amount.